

美作市障がい福祉計画（第4期計画）

2015～2017 年度

岡山県美作市

目 次

I 美作市障がい福祉計画の基本理念等	福 3
1 計画策定の背景	福 3
(1) 法令の根拠	福 3
(2) 計画策定の背景と趣旨	福 3
2 基本理念	福 4
(1) 自己決定と自己選択の尊重	福 4
(2) 市が実施主体となった障がい種別にとらわれないサービス提供体制	福 5
(3) 地域生活移行及び就労支援	福 5
3 計画の内容	福 6
(1) 成果目標と活動指標	福 6
(2) 美作市独自の目標等	福 6
4 目的及び特徴等	福 6
(1) 訪問系サービスの保障	福 6
(2) 日中活動系サービスの保障	福 6
(3) 障がいのある児童福祉サービスの保障	福 7
(4) 地域生活への移行の推進	福 7
(5) 一般就労への移行の推進	福 7
(6) 障がい理解の推進	福 7
(7) 計画推進に関する評価・検証（PDCAサイクルの導入）	福 7
5 共同社会の実現へむけて ～ニーズへの取り組み～	福 7
(1) 支援の充実にむけて	福 8
(2) 相互理解・社会参加にむけて	福 9
(3) 取組みが遅れている障がいに対する支援にむけて	福 9
(4) 災害時に要援護者を支える体制づくりにむけて	福 9
(5) 権利擁護の充実にむけて	福 10

II	第3期計画の進捗状況及び数値目標（必要な量の見込み）	福 11
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	福 11
2	就労移行の促進	福 12
3	美作市独自の数値目標を設定	福 15
III	指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策	福 17
	指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量 の見込みと確保のための方策	
(1)	訪問系サービス	福 17
(2)	日中活動系サービス	福 18
(3)	居住系サービス	福 24
(4)	指定相談支援	福 25
(5)	障がいのある児童への支援	福 26
IV	指定障がい福祉サービスの人材確保と資質の向上等	福 28
V	美作市地域生活支援事業の実施に関する事項	福 29
	実施する事業の内容	
VI	美作市障がい福祉計画の期間及び見直しの時期	福 33
VII	美作市障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価	福 33

I 美作市障がい福祉計画の基本理念等

1 計画策定の背景

(1) 法令の根拠

この計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」である「美作市障がい者計画」を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条に基づき、国の定める指針に即し「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

(2) 計画策定の背景と趣旨

近年、障がいのある人の権利及び尊厳を確保できるよう、各種施策が進められています。国際的には平成18年に国連総会において「障害者権利条約」が採択され、平成20年から発効し、我が国においても平成26年2月から効力を生じています。また、国内においては、平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障がいのある人が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じるという、いわゆる「社会モデル」(注1)に基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」(注2)の概念が盛り込まれました。これを受け、平成24年10月には障がいのある人の権利擁護を目的とした「障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称：障害者虐待防止法)が施行、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称：障害者差別解消法)が制定され、平成28年4月の施行に向けて準備が進められるなど法的な整備が図られているところです。

一方、障がいのある人が受ける障がい福祉サービスの体系については、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる地域社会の実現を理念とした、障害者自立支援法(以下「自立支援法」といいます。)が平成18年に施行され、身体・知的・精神の3障がいのサービス提供主体が市町村に一元化し、その費用等を含め、社会全体として支える仕組みが構築されました。その後、国において新たな制度の検討が進められ、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」を経て、平成24年6月に、障がい児・者が基本的人権

を享有する個人としての尊厳にふさわしい、日常生活又は社会生活を営むことができるよう福祉の増進や地域社会の実現を図ることを目的に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「総合支援法」といいます。）が制定され、平成25年度（一部、平成26年度）から施行されています。

美作市では、自立支援法に基づき平成19年3月に策定した「美作市障がい福祉計画（2006～2008年度）」（以下「第1期計画」といいます。）の後継計画として、平成21年度から平成23年度までを期間とする「美作市障がい福祉計画（2009～2011年度）」（以下「第2期計画」といいます。）を、そして、自立支援法の一部改正等を踏まえ、平成24年度から平成26年度までを期間とする「美作市障がい福祉計画（2012～2014年度）」（以下「第3期計画」といいます。）を策定し、各年度における障がい福祉サービスの見込み量とその確保のための方策を定めているところです。

このたび、第3期計画の計画期間が終了することから、これら法改正の内容とこれまでの計画の進捗状況や課題を踏まえて、数値目標を再度設定するとともに、平成27年度から平成29年度までの各年度における障がい福祉サービスの見込み量とその確保のための方策を定めるため、「美作市障がい福祉計画（2015～2017年度）」（以下「第4期計画」といいます。）を策定することとしました。

(注1) 社会モデル・・・障がい者が受ける制限は機能障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。改正前の法律では、本人が有する心身の機能の障がいに起因するもの（医学モデル）としてとらえられていた。

(注2) 合理的配慮・・・障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

2 基本理念

障がいのある人もない人も地域の一員として、共に質の高い生活をする社会を目指した計画とします。

(1) 自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーション^(注3)の理念の下、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本

として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 市が実施主体となった障がい種別にとらわれないサービス提供体制

障がい福祉サービスに関し、従来、身体障がい、知的障がい、精神障がいと障がい種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障がい（発達障がいを含む）者、難病（注4）患者等に対するサービスの充実を図り、地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均衡化を図ります。

(3) 地域生活移行及び就労支援

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくという観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO（注5）等によるインフォーマルサービス（注6）の提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。

（注3） ノーマラーゼーション・・・

一般的には障がい児・者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来のあるべき姿であるという考え方。

（注4） 難病・・・

原因不明、治療未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病。経過が慢性にわたり、単に経済的問題にのみならず、介護などに著しく人手を要するために、家庭に負担が重く、また精神的にも負担が大きい。国が医療費の助成を行っている。

（注5） NPO・・・ 法人格を持った民間の非営利組織団体。

（注6） インフォーマルサービス・・・

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービスのこと。例えば、近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動。



（障がいの理解・啓発イベントの様子）

3 計画の内容

(1) 成果目標と活動指標

計画の実施により達成すべき目標として、国の指針に基づき、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「就労移行の促進」（福祉施設利用者の一般就労への移行、就労移行支援事業の利用者数）について、具体的な数値目標（成果目標）を設定します。また、成果目標達成に向けた状況確認を行うための指標として、指定障がい福祉サービスについて、必要な見込み量（活動指標）を設定し、その確保のための方策を記載します。

(2) 美作市独自の目標等

美作市では少子高齢化が急速に進んでおり、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために、社会構造の変化に対応した仕組み作りが必要となっています。また、近年、全国的に発達障がい児が増加傾向にあると言われており、美作市においても、支援学級の在籍者数が県平均を上回るなど新たな課題も生じています。本計画においては、市が行っているボランティアの養成、成年後見制度の普及、障がい児の支援等の事業について独自の数値目標を定めることとします。

なお、市が実施主体となり柔軟に事業展開できる、地域生活支援事業についても、指定障がい福祉サービスと同様に、その種類ごとに必要な見込み量を設定することとします。

4 計画の目的及び特徴等

(1) 訪問系サービスの保障

障がいのある人に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、市内どこでも必要な訪問系サービスが受けられるよう取り組みを進めます。

(2) 日中活動系サービスの保障

障がいのある人に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターをいう。以下同じ。）が受けられるよう取り組みを進めます。

(3) 障がいのある児童^(注7)への福祉サービスの保障

障がいのある児童に対する障がい児福祉サービス（放課後デイサービス、児童発達支援等をいう。以下同じ。）が受けられるよう取り組みを進めます。

(4) 地域生活への移行の推進

地域における居住の場としてのグループホーム^(注8)の充実を図り、地域でのひとり暮らしを支援します。また、自立訓練事業等の活用により、施設入所・入院から地域生活への移行を推進します。

(5) 一般就労への移行の推進

就労移行支援事業等の活用により、地域での職業的な自立を目指している人や福祉施設を利用している人の一般就労への移行を進めます。併せて、就労が継続・定着するための支援体制の整備を行い、雇用の場の拡大を促進します。

(6) 障がい理解の推進

障がいのある人が暮らしやすい地域となるよう、障がいに対する正しい理解と啓発についての取り組みを行います。

(7) 計画推進に関する評価・検証（PDCAサイクルの導入）

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクル^(注9)のプロセスにより、中間評価を行い、必要があるときには計画の変更や見直しを行うこととします。

(注7) 児童・・・ 本計画における児童の定義は、児童福祉法第4条の規定による者（満18歳に満たない者）をいう。障がいのある児童への福祉サービスは、原則として18歳未満の者が利用できるサービスである。

(注8) グループホーム・・・

数人の障がい者が一定の経済的負担を負って共同生活する住宅をいう。同居あるいは近隣に居住する専任の世話人が、日常的な生活援助を行う。

(注9) PDCAサイクル・・・

一連の活動を、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的に改善していく手法。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなPDCAサイクルを進める。

5 共同社会の実現へ向けて ～ニーズへの取り組み～

少子高齢化が急速に進む中、障がい者手帳所持者についても高齢化が進んでいる傾向があります。障がいのある人が安心して地域で暮らすためには、上記の障がい福祉

サービスの充実を進めるとともに、介護保険制度など、他の福祉サービスと効率的かつ柔軟に連携していく必要があります。また、生活習慣や価値観が多様化する中で、地域のつながりが希薄になりつつあり、公的な支援体制の充実はもとより、インフォーマルな支援など、地域全体で障がい者を支える取り組みが求められています。

(1) 支援の充実にむけて

障がいのある人が、将来にわたり地域で安心して暮らすために、福祉サービスの利用、住まいの場の提供、就労に関する体制など、様々な支援が効果的に活用されるよう情報提供に努め、包括的な支援を行います。また、障がいのある人の生涯を通じた暮らしを支えるために、居住支援と地域支援の一体的な整備が求められています。グループホームなどの居住の場に、相談、体験の場、緊急時の受入・対応などの機能を付加し、コーディネーター（注10）などの専門性の高い人材を配置した、地域生活支援拠点の設置に向けた検討を行います。（地域生活支援の充実）

障がいのある人の悩みや問題は、その障がいの部位や程度、年齢、家族や社会の状況など様々な要因により異なります。幼児期、学齢期、青年期など成長の節目を安心して越えるために、生涯を通して支える仕組みが重要であり、一貫した支援ができるよう、関係者のネットワーク化を進めます。このため、事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる勝英地域自立支援協議会の充実に努めます。（関係機関との連携強化）

また、高齢化社会が進む中、障がいのある高齢者も増加傾向にあります。障がいのある高齢者については、介護保険制度のみでは対応が困難な事例が見受けられ、今後大きな課題となることが予想されます。障がいのある高齢者の問題について、検討を進めることとします。（障がいのある高齢者の問題についての検討）

これからの障がいのある人への支援は、行政を中心とした専門機関・団体の支援（公助）と、地域住民や企業・商店、ボランティアなど支援（共助）、さらには隣近所の身近な支援（近助）が必要であり、それらが別々にではなく、連携して支援していくことが重要となってきます。このため、こうした支援の総合的・包括的なシステムの構築に取り組みます。（包括的なシステム構築への取り組み）

(2) 相互理解・社会参加にむけて

障がいのある人が、地域の中でいきいきと暮らすためには、地域の一員であることが前提となります。社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などの各種福祉関係者と連携し、地域で生活する人たちがともに支えあう地域となるよう、地域福祉（注11）の充実を推進していきます。（地域福祉の推進）

障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを進めるために、子育てから教育、就労、地域などあらゆる分野と連携して、障がいの正しい理解と啓発を進めます。こうした障がいへの理解と啓発の推進役として、疑似体験など交えて地域で福祉教育を進めていくボランティア（キャラバン隊）を養成していきます。また、教職員をはじめ子どもに携わる者への研修等を行います。（障がいの理解啓発）

さらに、当事者の生きがいや仲間づくりを進めるために、障がい者団体、親の会が活性化し、活動が広がるように支援します。（障がい者団体、親の会のつながり）

(3) 取組みが遅れている障がいに対する支援にむけて

取組みが遅れているとされている、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病、重度障がいについて関係機関との連携の上、各障がいに対するサービス支援の充実を推進します。（取組みが遅れている障がいに対する支援）

特に、発達障がいについては、生涯を通じた支援が必要とされています。障がい児通所施設等での療育、教育部局との連携、就労の支援、親元からの独立などの生活環境が変化する節目に、切れ目が生じない支援体制の整備について充実を図ります。（発達障がい者の支援）

(4) 災害時に要支援者を支える体制づくりにむけて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、死者・行方不明約2万人を数える大災害となりました。災害対策基本法が改正され、地震や風水害などから障がいのある人などの避難行動要支援者（注12）の人命を守るための対策が強化されています。要支援者名簿の作成、自主防災組織等との連携など、担当課と連携して体制を整備します。併せて、災害時に要支援者を支援する福祉避難所の設置について充実を図ります。（災害時の要援護者の支援）

(5) 権利擁護の充実にむけて

知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が不十分なことで権利が侵害されないよう、ご本人やそのご家族などからの生活上の悩みや困りごとに対して、専任の相談員や弁護士、司法書士などが専門的な立場から問題を整理し、解決に向けて支援（助言、関係機関との調整など）を行う権利擁護センターの設置に向けた取り組みを行います。（権利擁護センター）

また、適切な支援を受けることが困難な人に対し、代理権や同意権が行使できる成年後見制度の利用や、金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業の利用について普及・啓発を行います。（成年後見制度等の普及）

家庭、事業所、施設などで潜在するとされる障がいのある人に対する虐待については、虐待防止センターを中心として、早期発見の取組み、発生した場合の迅速かつ適切な対応や再発防止について、関係機関との連携強化を図りながら防止に努めます。（虐待の防止）

(注10) コーディネーター・・・

ものごとを調整する役の人。障がい者福祉においては、障がいのある人を支援するための事業や、地域の関係機関と連絡調整を行うことになる。

(注11) 地域福祉・・・ 制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくっていくこと。

(注12) 避難行動要支援者・・・

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。



(地域活動支援センターでのサロン活動)

II 第3期計画の進捗状況及び数値目標（必要な量の見込み）

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第3期計画の実施状況

区 分		数 値	備 考
基礎数値		79人	平成17年10月1日の施設入所者
目 標 値	入所者数	61人	平成26年度末時点の施設入所者
	削減数	18人 (22.8)	基礎数値－入所者数
	地域生活移行者数	25人 (31.6)	施設入所からGH等へ移行した者の数
実 績 値	入所者数	62人	平成25年10月1日の施設入所者
	削減数	17人 (21.5)	平成25年10月1日時点の削減数
	地域生活移行者数	15人 (19.0)	平成25年10月1日時点の地域生活移行者

※ （）内は基礎数値に対する比率（%）

第3期計画では、平成17年10月から平成26年度末までに、施設入所者の削減数を18人としていました。平成25年10月現在で17人となっておりますが、平成25年度末には施設入所者数が60人（削減数19人）となるなど、ほぼ目標どおりの推移をしています。一方、平成26年10月1日までの地域生活移行者数は15人で、平成26年度末の目標値としている25人の達成は難しい状況にあります。

施設入所者の地域生活の移行について、より一層の支援が必要となりますが、平成29年度末までに、施設入所者数を基準年月（平成25年3月）の数値から4%以上減少し、施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、下記の目標を設定します。

第4期計画の成果目標

区 分	数 値	備 考	
基礎数値	60人	平成25年度末の施設入所者	
目標値	入所者数	57人	平成29年度末時点の施設入所者
	削減数	3人 (5.0)	基礎数値－入所者数
	地域生活移行者数	8人 (13.3)	施設入所からGH等へ移行した者の数

※ () 内は基礎数値に対する比率(%)

地域生活への移行のための方策

施設入所者のグループホーム等への移行を進めるとともに、自立訓練、就労移行支援事業などのサービスを組み合わせることにより、自立した生活ができるよう支援します。併せて、訪問系サービス・通所系サービスの充実により一般家庭での生活を促進します。また、現状では事例の少ないサテライト型グループホーム(注13)の促進、肢体不自由者に対応できるグループホームや障がいの有無にとらわれないシェアハウス(注14)など、多様な居住形態について研究を進め、障がいのある人の自己決定の幅を広げられるよう努めます。

(注13) サテライト型グループホーム・・・

共同生活を営むという「グループホーム」の趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも答えるため、グループホームとは別の場所で一人暮らしに近い形態の生活を送れるよう、本体のグループホームとの密接な連携を前提としてサービスを提供するもの。

(注14) シェアハウス・・・

ひとつの住居を複数人で共有すること。リビングや台所、浴室などを共有し、各住人の個室をプライベート空間とする共同生活のスタイル。

2 就労移行の促進

①福祉施設利用者の一般就労への移行

第3期計画の実施状況

区 分	数 値	備 考
基礎数値	0人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	2人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
実績	0人	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

福祉施設を退所し、企業（就労継続支援A型及び福祉工場の利用者となった者を除く）へ就職した人、在宅就労した人、起業した人は平成24年度に2人あったものの、平成25年度は0となっています。また、平成26年度末に福祉施設を退所し27年度から一般就労ができるよう支援している方が2名おられます。国の指針では平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数を、対24年度比で2倍以上とすることを基本としていますが、現在の移行状況などをみると大幅な増加は難しいと考えられ、第4期計画では平成29年度中に4人の移行を目標とします。

第4期計画の成果目標

区 分	数 値	備 考
基礎数値	2人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標値	4人	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数

②就労移行支援事業の利用者数

就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、就労に関する相談や支援を行う就労支援事業については、平成25年度末の利用者が2名となっています。国の指針では平成29年度末の利用者の数を、対25年度比で6割以上の増加を基本としており、第4期計画では平成29年度末の利用者数を6名の目標とします。

第4期計画の成果目標

区 分	数 値	備 考
基礎数値	2人	平成25年度末において就労移行支援事業の利用をする者の数
目標値	6人	平成29年度末において就労移行支援事業の利用をする者の数

一般就労への移行のための方策

就労移行支援事業については近隣に事業所がなく、通所による利用が困難な状況にあり、施設入所もしくはグループホーム等の利用との組み合わせによる形態が想定されます。支援学校を卒業する方など、若年層に対して利用の促進を図ります。

当市においては就労継続支援の利用者が比較的多く、B型からA型へ、A型から一

般就労へとステップアップできる支援を行います。併せて、各サービス提供事業者及びハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、企業説明会を開催するなど雇用受入先一般企業を増やすことに努めます。さらに、個々の障がい状況に応じて、在宅で働くなどの就労形態を推進したり、就労が継続・定着するための仕組みづくりとして、ジョブコーチ（注15）を養成するなど、就労に関する諸制度が有効に機能するように努めることとします。

また、地域で職業的な自立を目指す人についても、生活困窮者自立支援事業などの他の制度を有効に活用し、就労に結び付けることとします。

（注15）ジョブコーチ・・・

障がい者、事業主、当該障がい者の家族に対して、障がい特性に配慮した作業面・職業生活面に関するきめ細かな支援を行い、障がい者が円滑に就労できるよう、職場内外の支援環境を整える者。



（就労継続支援 A 型施設での作業の様子）

3 美作市独自の数値目標を設定

・ボランティアの養成

区 分	数 値	備 考
3期計画の目標値	3講座 36回	平成26年度における講座開催数
実績	2講座 24回	平成26年度における講座開催見込み数
目標値	2講座 24回	平成29年度における市委託事業の講座数
	2講座	平成29年度における市社会福祉協議会が独自に開催する講座数
	1組織	理解・啓発の推進役となるボランティア組織の養成

ボランティアの養成については、美作市社会福祉協議会において、主に地域福祉活動に密着した研修や講座が開催できるよう、美作市及び社会福祉協議会が、連携して取り組むこととします。

・日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）

区 分	数 値	備 考
3期計画の目標値	10件	平成26年度中における新規利用件数
実績	3件	平成26年度中における新規利用見込件数
	22件	平成26年度末における総利用見込件数
目標値	25件	平成29年度末における総利用件数

・成年後見制度

区 分	数 値	備 考
3期計画の目標値	8件	平成26年度末における利用件数
実績	5件	平成26年12月末における利用件数
目標値	8件	平成29年度末における利用件数

・心身障がい児通所訓練（理学療法士による心身障がい児・者の機能訓練）

区 分	数 値	備 考
3期計画の目標値	24回	平成26年度における実施回数
実績	24回	平成26年度における実施見込み回数
目標値	24回	平成29年度における実施回数

・発達支援教室（にこにこ教室）（要観察児と親の相談・子育て支援業務）

区 分	数 値	備 考
3期計画の目標値	60回	平成26年度における実施回数
実績	50回	平成26年度における実施見込み回数
目標値	50回	平成29年度における実施回数

平成25年度から、2会場を1会場に変更して実施していますが、同年度から臨床心理士を採用するなどスタッフの充実を図り、発達支援教室のほかに、個別の相談や発達検査を行うなどよりきめ細かい支援を行っています。

Ⅲ 指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込みと確保のための方策

指定障がい福祉サービス等の種類ごとの実施に関する考え方及び必要な量の見込みと確保のための方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護等の訪問系サービスは、日常生活上の介護や支援が必要な障がいのある人が地域で暮らすために重要なサービスであることから、ホームヘルパー等の資質の向上を図るとともに、必要なサービス量を確保することに努めます。さらに、利用実績のない重度訪問介護、同行援護、行動援護等の利用拡大を図ります。

① 居宅介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護や掃除・洗濯等の家事の援助などを行います。

② 重度訪問介護

ホームヘルパー等が居宅を訪問し、重度の肢体不自由者で常に介護が必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護や外出時における移動支援などを総合的にを行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出時に必要となる援助を行います。

④ 行動援護

自己判断能力が制限される人が外出するときに、ホームヘルパー等が、危険等を回避するために必要な支援や、外出時の移動の補助などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(単位：時間)

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）			備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	195 (26)	239 (29)	244 (29)	280 (36)	290 (37)	300 (38)	一ヶ月当 たりの見 込み数量

*（ ）内の数値は実利用人数、平成26年度実績は9月の数値、以下同様。

見込み量確保のための方策

第3期計画期間中、利用者数はほぼ横ばいでしたが、日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援A型・B型）の利用実績が伸びたことに伴い、利用時間は見込み数量を下回り推移しています。第4期計画では、他のサービスとの組み合わせにより、地域で安心して生活できるよう見込み量を設定します。

サービス提供に向けて、利用実績のない同行援護や行動援護の利用を促進するとともに、高齢者への訪問系サービスを実施している事業者との調整を行うなど、市内の全地域におけるサービス提供を実施できるよう、多様な事業者の参入を推進します。

(2) 日中活動系サービス

障がいのある人に日中活動系サービスを提供します。

①生活介護

常に介護が必要な人に、主に昼間施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。

第3期計画では生活介護以外の日中活動系サービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型など）のニーズを勘案し、見込み量を定めましたが、通所利用者の増加により見込み量をやや上回り推移しています。第4期計画では、第3期計画の期間中の利用実績を基に、今後の利用人員を勘案し、見込量を定めました。

(単位：*人日分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
2,025 (102)	1,963 (100)	2,000 (101)	2,100 (105)	2,100 (105)	2,100 (105)	一ヶ月当たりの見込み数量

* 「人日分」＝「月間の利用人員」×「一人一月当たりの平均利用日数」

②自立訓練（機能訓練）

身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

第3期計画期間中の利用は見込みを下回りましたが、これはサービスの性質上対象者が限られることが原因と思われます。施設入所者の地域生活への移行の目標値を達成できるように、利用の促進に努めます。

(単位：人日分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
0 (0)	0 (0)	0 (0)	40 (2)	40 (2)	40 (2)	一ヶ月当たりの見込み数量

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

第3期計画期間中の利用は見込みを下回っています。施設入所との組み合わせによる利用者が多いことから、地域生活への移行の目標値を達成できるように、提供事業者との連携を行います。

(単位：人日分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
43 (2)	0 (0)	22 (1)	40 (2)	40 (2)	40 (2)	一ヶ月当たりの見込み数量

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

第3期計画中は見込量を下回り推移しました。これは、サービス提供事業者が近隣になく、通所による利用が困難な状況にあることが原因だと思われます。本事業は一定期間内に就労へとつなげていく目的があるため、事業運営が厳しいことも本サービスを提供する事業所が伸び悩んでいる原因の一つと考えられます。地域で自立した生活を行うために、就労は不可欠であり、支援学校新卒者など若年層の利用促進を図ります。

(単位：人日分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
65 (4)	44 (2)	43 (2)	80 (4)	100 (5)	120 (6)	一ヶ月当たりの見 込み数量

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等で就労が困難な人に、事業所内において、雇用契約に基づく働く場の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

実績は第2期計画以降、見込量を大幅に上回っています。これは美作市内に事業所が新規に開設されたり、定員の増加が行われたためです。今後も本サービスの充実を図るとともに、一般就労へのステップアップの場としての支援を行うこととします。

(単位：人日分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
730 (32)	842 (38)	904 (41)	924 (42)	946 (43)	968 (44)	一ヶ月当たりの見 込み数量



(就労継続支援A型施設（飲食店）の様子)

⑥就労継続支援（B型）

一般企業や就労継続支援事業（A型）での就労が困難な人や、年齢や体力面で就労が困難な人などに雇用契約に基づかない働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

実績は第3期計画の見込量を大幅に上回っています。これは、市内に新たな事業者

が開設されたことや、旧体系から就労継続支援事業（B型）に移行した事業者が多かったことが理由と考えられます。第4期計画では前期計画の実績を基礎として見込み量を定めています。

(単位：人日分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
848 (50)	988 (58)	1,119 (63)	1,152 (64)	1,170 (65)	1,188 (66)	一ヶ月当たりの見込み数量



(就労継続支援B型施設での作業の様子)

⑦療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主に昼間医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

第3期計画では、ほぼ見込み数量どおり推移しています。第4期計画では今後の利用予定者を鑑み、見込み量を設定します。

(単位：人分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
8	9	9	10	11	11	一ヶ月当たりの見込み数量

⑧短期入所

自宅で介護をする人が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

短期入所事業については、利用希望が週末や長期休暇等に偏ることもあり、月により利用実績にばらつきが見られますが、おおむね見込み数量を上回り推移しています。近年は1回の利用日数が長くなる傾向がみられ、これらの利用の状況も勘案しつつ、障がいのある人が居宅において介護を受けられないなど緊急時に対応できることを基本として、第4期計画の見込み量を定めます。なお、平成27年度からは、重度の障がいのある方を対象に、保護者のレスパイトを支援する施策を実施し利用の促進を図る予定としています。

(単位：人日分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
70 (7)	69 (8)	73 (10)	72 (12)	84 (14)	96 (16)	一ヶ月当たりの見 込み数量

見込み量確保のための方策

旧体系から新体系への移行が順調に進み、平成23年度末をもってすべてのサービスが新体系のサービスとなりました。第3期計画期間中の状況が、新体系に完全移行後の初めての実績となります。今後は、利用者のニーズを把握し、より充実させるべきサービスを中心に、事業者に対して広く情報提供を行うなど、多様な事業者の参入を推進します。併せて、他の施策の動向に留意しながら、障がい福祉施策の枠にとらわれない発想で資源及び財源を有効活用し、支援体制の充実を図ることに努めます。現在、市内に提供事業者のない生活介護や短期入所については、基準該当施設（注16）の認定について、既存の高齢者施設への協力を求めます。

また、職場の開拓、就労に関する個別の支援の在り方、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの利用促進、地元企業への障がい者受け入れに対する啓発などの課題について、福祉、労働、教育等の各分野と連携を図り、就労支援体制の充実に努めます。さらに、公共の調達における福祉施設の受注機会の拡大に努めます。

(注 16) 基準該当施設・・・

基準該当障害福祉サービス事業所。指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、介護保険事業所等の基準を満たす事業所で、市町村が認めたものにおいては、その事業者が障がい者を受け入れた場合、特例介護給付費・特例訓練等給付費が支給される。

(3) 居住系サービス

日中、就労や就労継続支援などの訓練等給付を利用している人や、生活介護などの介護給付を利用している方で夜間や休日に一定の日常生活上の支援を行います。

①共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助又は、入浴、排せつ、食事の介助を行います。

市内や近隣市町に新規事業者が開設したことにより、第3期計画の見込量は下回っているものの、年々利用者は増加傾向にあります。今後も地域での生活の中核となる施設という位置づけで提供事業者の誘致等を推進します。

(単位：人分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
40	42	45	50	51	52	一ヶ月当たりの見込み数量

②施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。入所施設の利用者は減少傾向にあり、入所者数はほぼ見込み数量どおり推移しますが、その減少率は鈍化傾向にあります。

第4期計画では、引き続き地域移行を推進することとし、平成29年度末の施設入所者数を57人とすることを目標とします。

(単位：人分)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
64	60	62	61	59	57	一ヶ月当たりの見込み数量

見込み量確保のための方策

地域移行を推進する上で、また、住み慣れた地域で暮らし続けたいというニーズに対応するため、住居基盤の確保が引き続き課題となります。共同生活援助（グループホーム）の整備について医療機関、医療法人、社会福祉法人、非営利活動法人など関係機関へ協力を呼びかけます。

(4) 指定相談支援

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、様々なサービスを適切に組合せ計画的に利用できるよう支援します。法の改正に伴い、平成24年4月以降は次の3つのサービスに再編されています。

① 計画相談支援

計画相談支援については、支給決定プロセスの見直しにより、支給決定にあたりサービス等利用計画の作成が必要となります。

② 地域移行支援

入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

③ 地域定着支援

施設や病院からの退所・退院する人、家族との同居から一人暮らしに移行するなど地域定着が必要と思われる人に対して、連絡体制を確保し緊急の事態等に相談や便宜を図るサービスです。

(単位：人分／月)

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）			備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
計画相談支援	30	59	83	120	110	110	一ヶ月当 たりの見 込み数量 (平均)
地域移行支援	0	0	0	2	3	3	
地域定着支援	1	3	2	3	4	5	

見込み量確保のための方策

支給決定のプロセスの見直しにより、平成24年度から、課題の解決や適切なサービス利用に向け、ケアマネジメント（注17）の手法によるサービス利用計画の作成が求められることとなりました。第3期計画では平成26年度末までにサービスを受けるすべての人が計画相談支援を利用できるよう、見込み数量を設定していましたが、一部未策定の方がおられます。平成27年度中にすべての人が計画相談支援を利用できるよう、県・事業所と連携し相談支援専門員研修への参加を促し、提供事業者の参入に努めます。

（注17）ケアマネジメント・・・

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、障がい者のおかれている状況等を踏まえ、適切かつ総合的に課題調整をする必要があり、保健・医療・福祉等のサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ手法のこと。

(5) 障がいのある児童への支援

障がいのある児童への支援は、平成23年度まで児童福祉法及び自立支援法に基づき、それぞれで実施されてきました。平成24年度から児童福祉法に一本化し、障がいのある児童に対し、通所などのサービスを提供するものです。

① 児童発達支援事業

日帰りで、日常生活における基本的な動作の指導、知識能力の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するとともに、放課後等の居場所づくりを提供します。

③ 保育所等訪問支援事業

保育所等を利用中または、今後利用する予定の障がいのある子どもが、障がいのない子どもとの集団生活に適応できるようになるための支援を行います。

④ 医療型児童発達支援事業

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子どもに対し、日帰りで、治療を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

⑤ 障害児相談支援

障がい者と同様、支給決定にあたりサービス等利用計画の作成を行うものです。

(単位：人日分／月、相談支援のみ人分／月)

区 分	第3期（実績）			第4期（見込み）			備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
児童発達支援	32 (8)	98 (17)	131 (21)	150 (25)	162 (27)	174 (29)	一ヶ月当たりの見込み数量
放課後等デイサービス	21 (14)	20 (9)	97 (17)	143 (25)	154 (27)	165 (29)	
保育所等訪問支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	
医療型児童発達支援	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	
障害児相談支援	0	0	2	12	13	14	

見込み量確保のための方策

平成24年度から、障がい児施設支援が児童福祉法に基づく障がい児通所支援、障がい児入所支援に再編され、うち、障がい児通所支援については都道府県から市町村に実施主体が移行されるなどの見直しが行われました。障がいのある児童の支援体制を確保するため、児童福祉法による障がい児支援についても、第4期計画に盛り込むこととします。

障がい児サービスの利用者は、年々増加傾向にあり、平成26年度中には市内に事業所が開設されるなど、今後も増加が見込まれます。身近な地域で支援ができるよう、関係事業者、教育部局、子育て支援部局との連携し体制の確保に努めます。幼児健診等で把握された発達障がいの疑いのある児童について、本事業を活用し、ライフステージの初期段階として、早期の療育（注18）開始へとつなげていくこととします。

また、教育委員会では、ユニバーサルデザイン（注19）教育推進拠点校を市内に設置し、支援の必要性の有無にかかわらず、どの子どもにとっても「わかる・できる」授業づくりの推進を計画しています。特別な支援を必要とする児童においては、福祉サービスと連携することにより、療育の充実を図ることが期待されます。

（注18）療育・・・ 医療・治療の「療」と教育・保育の「育」を合わせた造語。障がいのある子どもの能力開発・育成に関しては、医学的治療とともに教育・指導・訓練等の対応が重要であることから、一般的に用いられるようになった。

（注19）ユニバーサルデザイン・・・ 一般的には、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザインにすることが基本的な考え方である。

IV 指定障がい福祉サービスの人材確保と資質の向上等

福祉サービスの担い手となる人材の養成については、責任者及び専門職員の養成のみならず、障がい福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。また、障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービス等利用計画の作成を行う相談支援従事者及び相談支援専門員についても資質の向上が不可欠となります。

事業者に対し、県が実施するサービス管理責任者や居宅介護従事者、相談支援従事者の養成講座などへの積極的な参加を促し、人材の確保を促進します。

また、現在、市で行っている各種の研修会や講座について、福祉制度の改正内容に注視しながら、より効果的なものになるよう検討を行います。

V 美作市地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は次のとおり実施することを見込み、今後、施行の実情等を踏まえながら新たなニーズ等への対応等も含め柔軟に対応していきます。

実施する事業の内容

ア) 相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、日常生活自立支援等のために必要な援助を行うことにより、障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう相談支援をします。

(単位：件数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1,342	1,075	1,250	1,300	1,300	1,300	年間の件数

※ 平成26年度は実績見込、以下同じ

イ) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がいのある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。平成27年1月からは、手話通訳者の採用しており、本事業のみならず、コミュニケーション支援の充実に努めます。

(単位：件数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
2	12	20	18	18	18	一ヶ月を1件とす
(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	る年間の件数

ウ) 日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に努めます。また、日常生活用具の種類、機能は進化しており、障がいのある人からの要望などを考慮し、支給対象用具

の範囲拡大を検討します。

(単位：件数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
688	674	780	800	800	800	年間の件数

エ) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。平成25年度には市内に新しい事業所が開設されるなど、利用者のニーズが高まっており、利用範囲の拡大を検討します。

(単位：時間)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
2,983	3,158	3,450	3,500	3,600	3,700	年間の時間数

オ) 地域活動支援センター機能強化事業

本事業は、障がいのある人が通所することにより、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の便宜を供与する地域活動支援センター（なごみ）や小規模作業所（むぎの会）の機能を更に充実強化し、障がいのある人の地域生活支援の促進を図ります。

(単位：箇所数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
2	2	2	2	2	2	なごみ＝Ⅰ型 むぎの会＝Ⅲ型 基礎的部分を含む

カ) 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援する為、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ります。

(単位：件数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
0	0	0	45	45	45	年間の件数
(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	

キ) 更生訓練費・施設入所者就職支度金事業

① 更生訓練費給付事業

職能訓練などの訓練をうけるために必要な文房具、参考書を買うための費用として支給し、身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

(単位：人数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
0	0	0	2	2	2	

② 施設入所者就職支度金給付事業

身体障がい者更生援護施設に入所・通所し、就職することにより自立する者に対して就職や自営について必要な生活用品の購入費として金品を支給し、もって社会復帰の促進を図ります。

(単位：件数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
0	0	0	1	1	1	年間の件数

ク) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に関する費用の一部を助成します。

(単位：件数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
3	2	0	5	5	5	年間の件数



(自動車改造の例)

ケ) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

第3期計画の見込み量を大幅に上回り推移しており、実績を基に上方修正のうえ本サービスの見込量を定めます。

(単位：日数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
857	792	710	800	800	800	年間の利用日数
(22)	(23)	(21)	(25)	(25)	(25)	

コ) 生活サポート事業

介護給付費決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活の推進を図ります。

本サービスは障がい福祉サービスの居宅介護サービスの利用決定までの一時的なサービスとの位置づけのため、年度によりばらつきが見られることから第3期計画期間中の実績を基に見込み量を定めます。

(単位：時間)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
71	115	33	50	50	50	年間の利用時間
(5)	(5)	(2)	(2)	(2)	(2)	

サ) 盲導犬飼育費助成事業

盲導犬を飼育するために必要な餌代等の一部を補助します。

(単位：件数)

第3期（実績）			第4期（見込み）			備 考
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
24	24	15	12	12	24	1ヶ月を1件とする
(2)	(2)	(2)	(1)	(1)	(2)	

VI 美作市障がい福祉計画の期間及び見直しの時期

美作市障がい福祉計画は、3年を1期として作成することから、次期美作市障がい福祉計画については、第4期障がい福祉計画に係る必要な見直しを平成29年度末までに行ったうえで作成することとします。

VII 美作市障がい福祉計画の達成状況の点検及び評価

成果目標及び活動指標については、PDCAサイクルのプロセスにより、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向を踏まえながら、第4期計画の中間評価を行い、必要があるときは計画の変更や見直し等の措置を講じることとします。

資料編

資料目次

各種団体からの意見・要望

・ ニーズ調査より	資- 1
・ 勝英地域自立支援協議会意見聴取（グループワーク）	
地域生活サポート部会	資-13
ぐんぐん育てよう部会	資-16
第1期・第2期・第3期計画の見込量と実績及び第4期計画数量	資-18
勝英地域自立支援協議会構成図	資-20
美作市障害者計画及び美作市障害福祉計画策定委員会設置要綱	資-21
第4期美作市障がい福祉計画策定経過	資-23
美作市障がい者計画及び美作市障がい福祉計画策定委員名簿	資-24

第4期障がい福祉計画策定に際してのニーズ調査

生活面

分類	地域の課題(アンケートから)	関連施策等
(交通手段)	<p>○交通が不便(何をするにも自家用車がないと行動できない)、運転手が年を取った時に大変困る。</p> <p>○交通手段がない。</p> <p>○車の免許が無いので、お金のかかるタクシーを利用することになる。</p> <p>○交通難民化している、生活必需品の購入、医療機関に行くにしても車に乗れない。近所の人をお願いするが毎回送迎してもらえただけではなく困っている。</p> <p>○交通が不便</p> <p>○どこに行くにも交通手段が無いので困る。</p> <p>○学校に急に迎えに行けない。</p> <hr/> <p>○交通の便が悪いので、買物など少し遠くへ行ってみたい人が居ても思うようには行かれない。(保護者が運転できない。日中活動をしている人も多くなったが、自宅から出られない人もいる。)</p> <p>○時には本人を町へ連れ出してやりたいし、地域の行事にも参加させてやりたいが、家族にも近所にも付添ってくれる人もいない。交通の便もない。</p> <p>○検診に行きたくても付添ってくれる人がいない。</p>	<p>○地域公共交通システム再編計画等での取り組み</p> <p>○福祉タクシー</p> <hr/> <p>○移動支援事業</p> <p>○行動援護</p>
(医療・健康面)	<p>○医療機関の不足</p> <p>○津山中央病院について、年々新しい診察科や施設ができて、利用者が増えており、駐車場が狭くなり利用しにくい。雨の日は特に困る。</p> <hr/> <p>○病院で長時間待つことが出来ず周りに気を使う。</p> <p>○苦手なことが多く受診が大変である(医療行為を拒絶する)。</p> <hr/> <p>○一般病院に入院が必要になった時、付添が必要と言われる(付添不要の病院を確保してほしい)。</p> <p>○かかりつけの専門病院(岡山市内の病院)が遠く、親(両親とも)が病気などで都合が悪いときの送迎が不安。</p> <hr/> <p>○週に3回病院で透析を受けている人が居るが、その際の送迎など家族の負担が大きくなり、交通手段に困っている。</p>	<p>○特定疾患交通費助成</p>

(介護)	○身体障がいの子どもにはオムツの補助があるようだが知的障がいの子ども発達によってはオムツの使用の期間が長くなる。毎日の使用負担はとて大きいので補助を検討していただきたい。	○日常生活用具給付事業
	○全てにおいて、当事者を親がサポートしているのが現状である。 ○重度の知的障がい児のため、全介助、見守りが必要であり、家族のみでは負担が大きい。 ○家族が入院した時、デイサービスの時間内に家に戻れず困った。 ○年末年始も関係のない職場なので、子どものために休暇を取らざるを得ず職場に影響が出る。 ○重症の心身障がい児を抱え、働くことも勉強会に行くこともできない。世話をしてくださる事業所が近くにないし将来が恐ろしい。 ○施設に入れるためにはお金がかかるので親が面倒をみなくてはならない。ヘルパーを使うのもお金がかかる。	○居宅介護 ○短期入所 ○生活介護 ○日中一時支援 (レスパイト支援)
	○風呂に一人で入れない。 ○体に障がいがあるので手助けが欲しい。	○居宅介護
	○仕事が忙しく、子どもと接する時間が持てないが、親としての責任もあり、仕事をしなければならず、転職もできない。	
	○男の子なので、外出先のトイレについていけない。	○多目的トイレ
(福祉サービス)	○県北地域に、質の高い療育を提供できる機関が少ない。まだまだ、県南に通っている人が多い。 ○放課後デイサービスがないため、親が平日働ける時間が少なくなる(市外)。 ○放課後等デイサービス、日中一時支援を提供する施設が町内にない(市外)。 ○子どもの生活体験や余暇活動の充実のために、行動援護のサービスをもっと利用したい。 ○働いている時に、日中預けられる施設が少ない。 ○近くに相談できる所・療育の場を増やして欲しい。 ○長期休暇時に放課後等デイサービスを利用したいが、自宅近くだと苦手な人がいるため、行きたがらない。他の場所を利用したい。 ○療育の場所と時間が少ない、平日は仕事があるため利用できない。 ○今は車で岡山市内の施設まで行っているが、運転が出来ない場合、公共の乗り物を乗り継ぐので、移動時間が長くなり、面会時間が短くなる。	○障がい児福祉サービス ○日中一時支援 ○健康づくり推進課

	<p>○土日や長期休み、兄や姉の行事の時に日中一時を利用して貰いたかったが、利用者が多くなかなか希望する日数を取って貰えない。日中一時の施設が遠いところにしかなく、送って帰ってくると兄・姉の行事に間に合わない。</p> <p>○利用したい社会資源が遠く利用しにくい。</p> <p>○障がい者の日中活動の場が少ない、特に生活介護。</p> <p>○地域の中で過ごせるようなサービスがあったら良いと思います（重症患者入所施設(医療)、短期、デイサービス等)。生活介護のサービスを利用するにも市内にない。</p> <p>○療養介護の施設もなく、利用先が無い。</p> <p>○デイサービス(生活介護)に通っているが土日の利用ができない。</p>	<p>○日中活動系サービス</p> <p>○日中一時支援</p> <p>○短期入所</p>
	<p>○入所施設がなく、市外の施設に頼っている。</p> <p>○近い所に世話人さんが泊まって下さるグループホームを作してほしい。</p>	<p>○居住系サービス</p> <p>○日中一時支援</p>
	<p>○炊事が出来ないので給食サービスを希望。</p> <p>○重度の障がいのため車いす生活を送っている。</p> <p>○日中はデイサービスに通っている。</p> <p>○持家でない場合、住宅改修ができない。</p>	<p>○訪問系サービス</p> <p>○日常生活用具給付事業（住宅改修）</p> <p>○補装具費給付事業</p> <p>○配食サービス</p>
	<p>○年金やサービス等にしても、いいことはわかっているが、何分高齢なので、申請手続きはめんどうだし交通手段もないので、いいと思っている間に年月は過ぎていく。</p>	<p>○相談支援</p>
<p>(地域での過ごし方・余暇・将来)</p>	<p>○近所に友達が居ない。</p> <p>○もっと友達と関わり、体を動かすスポーツをさせたいが周りの人と合わせる事が苦手だったりする子どもの特性を考えると難しい。</p> <p>○安全な遊び場がない。</p> <p>○放課後の遊び場(児童館など)がない。</p> <p>○障がいのある子ども達の安心できる場所がない。</p> <p>○放課後や休日に子ども達の集まる場がない。「第2の家」のような子ども達の居場所があるといい。普通の放課後児童クラブなどでは過ごしにくく、行きにくい。</p> <p>○休日の居場所がない。</p>	<p>○ふれあいホール(なごみ)</p> <p>○むぎの会</p> <p>○岡山県障がい者スポーツ大会</p> <p>○放課後等デイサービス</p> <p>○放課後児童クラブ</p> <p>○日中一時支援</p>

<p>○障がいへの認識は以前より高まっているかもしれませんが、まだまだ弊害が多く、差別やかからかいなど辛い思いをさせられることがあります。</p> <p>○地区の行事などへの参加が難しい(みんなと一緒に動くのが難しい、距離をおいて見られてしまう)。</p>	<p>○理解・啓発事業</p> <p>○地域福祉の推進</p>
<p>○一人っ子なので、親亡き後の事がとても不安。</p> <p>○祖父母が健在な頃は付添ってもらっていましたが、高齢だったり、亡くなったりで現在は頼れる人が居ません。</p> <p>○親が面倒みてやれなくなった時のことが心配。</p> <p>○近い将来一人暮らしとなる障がい者への対策、親亡き後の生活。</p> <p>○祖父母の介護がいるようになったら障がいの子どもをどうするか。兄弟がいるが結婚している。</p>	<p>○成年後見制度</p> <p>○日常生活自立支援事業</p> <p>○権利擁護センター</p>
<p>○地域の安心ネットでも話があったのですが、地域でも見守りが必要な人が多くいるが、その家の人の考えが柔軟でないことが多い。</p> <p>○個人情報という事で活動が出来ない(相談員)。</p> <p>○知的障害者相談員、身体障害者相談員が活かされていない。</p> <p>○相談員は待っていても相談に来る人はごく限られている。ほんとうに困っていて相談をしたい人や話を聞いてほしい人は居ると思うが、それを知る手段がない。</p> <p>○地域内の家族からは相談的なことは具体的に話たがらなく隠す事の方が多い。</p>	<p>○相談員等の支援者</p> <p>○安心生活基盤構築事業</p>
<p>○どんぐりの会などの親の会に入っていない、気になる親子さんがいるが、障がいがある子どもを持つ親として知り合う機会が全くない。皆さんがどう過ごしているのか、わからないし、気にかかる。</p> <p>○障がい児といってもそれぞれ違うので、同じ悩みを持つ親同士の交流の場がない(身体障がい)</p> <p>○仕事をしているので、平日の昼間の会には参加できない。</p> <p>○話し相手が欲しい。</p>	<p>○親の会</p> <p>○自立支援協議会(どんぐり育てよう部会)</p> <p>○ボランティア団体(傾聴ボランティア等)</p>
<p>○夏休みなど長期休暇に生活が乱れ、宿題しない、兄弟にいじわるするなど落ち着かない1日を過ごすことが多く、親や祖父母が対応に困る。</p> <p>○大きくなればなるほど、子どもが行ける所、いられる場所が少なくなり、出たくなくても、町外に出て行かないといけなくなる。</p>	

生活面

障がい者の生活を支えているご家族の負担の声が多く、医療、介護、移動、家庭での見守り等、あらゆる面での負担が大きいことが伺える。市内で事業展開していないサービスへの要望が高く、本人の障がい特性にあった日中活動や福祉サービスの利用が叶い、本人、家族の負担が軽減されるような支援が求められている。また、親なき後の問題、障がいのある児が安心して過ごせる場の提供、交通の便が悪いという地域特性等への対応も求められている。

就労面

分類	地域の課題(アンケートから)	関連施策等
(工賃)	<ul style="list-style-type: none"> ○若い方が働いているが、賃金が安く生活が出来ない。最低賃金があるのに、なぜ末端まで守られないのでしょうか？ ○賃金がとても安いと聞いた。 ○工賃が安い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者優先調達推進法 ○就労継続支援(A・B型) ○障害年金 ○工賃向上計画
(交通手段)	<ul style="list-style-type: none"> ○就労先に通うための交通手段がなく、就労先が限られてしまう。 ○運転免許が取得できるか心配である。 ○働く場はわずかであるが増えつつある。しかし、勝英地域は通勤手段が乏しい。一人では通勤可能な人が少ない。送迎は範囲の限られた地域のみ。 ○一人では通勤可能な人が少ない。 ○通勤距離が遠く事故が起こらないか心配(注意欠陥障がいのため)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公共交通システム再編計画等での取り組み ○自動車運転免許取得・改造助成事業
(就労支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に就労施設(B型)や支援センターがないため、町外を利用せざるを得ない。 ○就労移行支援事業所が少ない。 ○作業所の定員が少なく、このまま雇用先が決まらないのではないかと心配です。 ○支援学校卒業後、直接B型作業所に行けるようにしてほしい。 ○●●センターを借りて仕事をしている。障がい者が働いているが、貸地の建物で近々借受の契約が切れる。その後の作業場の確保。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○県北地域にA型就労施設、一般就労の障がい者雇用先が少なかったり、また情報収集の方法が分からない。 ○企業の障がい者雇用がされず、採用数も少なく、就労できる人はほんの少しの人に限定されている。 ○障がい者を雇用してくれる企業が少なく、又、作業所も少ない。 ○働く場所が少ない。 ○就労に関して町内に児童の相談をする場がない。 ○就労についての情報が入りにくい。 ○就労状況や経験談なども知っておきたい。 ○就労に向けての親の経験談をお聞きしたい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○現在も将来も、どうしたらいいか不安である。 ○地域との交流がないままで年をとり将来が心配だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○就労継続支援(A・B型) ○就労移行支援 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者就労・生活支援センター ○ハローワーク ○地域活動支援センター ○障がい者雇用枠制度 ○健康づくり推進課 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○若者サポートステーション

<p>(雇用先の確保)</p>	<p>○障がい重い人のため(就労継続支援 B 型にも該当しないが働く意欲はある人のため)に仕事への練習がもっと時間・日にちをかけて出来たり、賃金には結びつかなくても、本人のやりがいとなる作業が出来る場があればと思う。</p> <p>○働く場所は少なく、障がいの程度に合う所ではなく、一くくりになっているような気がする。</p> <p>○障がいがあっても地元で働き、地域の方と交わっていきべきだと思うので、雇用場を作ってもらいたい。</p> <p>○体が不自由なのでなかなか働く事が出来ない。働く場が欲しい。</p> <p>○美作市での働く場所が欲しい。</p> <p>○出来れば町内で就労させたい。</p> <p>○旧作東町に働く場所があればいい。</p>	<p>○障害者就労・生活支援センター</p> <p>○ハローワーク</p> <p>○就労継続支援(A・B型)</p>
<p>(障がい理解)</p>	<p>○障がい者の特性が雇用先に理解されず、働きたいという意欲があっても、就労が困難と判断されてしまい、就労することが出来ない。</p> <p>○現在、本人に近い人達には、障がいへの理解があっても、まだまだ社会的には厳しく、雇用先の理解が不安、通勤方法なども心配である。</p>	<p>○ジョブコーチ・就業支援員</p>

就労面

アンケートからは、就労意欲はあるが、受入先や交通事情により就労に結び付きにくい状況が伺える。一般就労はもとより、福祉的な就労先の確保についての内容が多くみられる。

教育分野から、福祉就労移行、一般就労というステップの中、さらなる障がい者就労を推進するためには、移行元、移行先など専門性の異なる関係機関同士がお互いに理解し合い、家庭等も含め関係機関が連携する必要がある。また、就労後、比較的短期間で離職するケースが多く見受けられ、継続・定着のための支援も必要とされている。

教育面

分類	地域の課題(アンケートから)	関連施策等
(通学)	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路に危険な個所がある。又、下校時人通りが少ないため、子どもだけでの下校が心配である。 ○支援学校は遠方で、送迎の負担が大きい。 ○支援学校が遠く、行事参加や通院の際の送迎が大変。 ○支援学校が美作市からは遠すぎる。寄宿舍やスクールバスの定員がオーバーし、高等部では自主通学を薦められるらしいが、交通の便が悪いので結局親が送迎をする事になる。 ○支援学校などは遠方しかなく通学などに困る。 ○岡山養護学校・・・遠い、送迎が朝は早く夜は遅い。 ○子どもを学校へ送っていくため、働く時間が制限されてしまう。 ○支援学校も遠距離なため、送迎に仕事を休まなくてはならない人も大変だ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援学校 ○教育委員会 ○小・中学校
(学校生活)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援学級に在籍しているが、先生がとても忙しそうで、意見や要望が伝えにくい。 ○支援学級の人数が増え、先生の手が足りていないように感じる。 ○支援学級では、先生にもよるが、さらに支援が十分ではないと感じている。 ○支援学級と通常学級と保護者との連携が不十分であり、考え方が全く違うと感じることがある。 ○支援学級に入りたくても人数制限がある。 ○同じ支援を受けていながら、子どもにより対応に差があると感じてしまう。 ○通級教室(通常学級に在籍して個別的な特別支援教育を受けることができる)が町内にない(市外)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会 ○小・中学校(支援学級)
	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の先生方の理解がまだまだと感じる。 ○学校の先生の支援や声かけが、必要なタイミングでできていないように思う。 ○学校での課題は学校内で...のような仕組みがあるように感じられる。先生、保護者間では親の思いや意見を十分伝えることが難しい。 ○学校の先生と家族の教育方針が違うので困る。情緒の配慮がいる子、不登校等の二次障がいが出ている子の理解や寄り添いは不足している。 ○身体障がい児については、支援学級ではなく、補助の先生をつけるなどの対応にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会 ○小・中学校

	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校でも、小学校の支援が継続し、安心した学校生活を送れるか心配である。 ○学校で出来ない分を家で補っているため、家事などの時間がなく、そちらをやるうとすると、子どもと接する時間が減るといふ悪循環に苦しんでいる。 ○教育委員会主体でケースを多く持つ病院の心理の先生に個別ケース会議に入ってもらったり、勉強会を開くなどの働きかけをしてもらいたい。(個人の依頼では先生や保護者が出向かなければならない場合が多く共通理解になりにくい)。 ○勉強の遅れが気になる。 ○部活動の中での理解があるか不安。 ○子どもが、友達との関わりが持てず、孤立している。 ○友だちとのいざこざ。 ○いじめ問題が心配。 ○障がい児の行動など理解されず、いじめの対象になることもある。 	
(進学・将来)	<ul style="list-style-type: none"> ○支援の必要な発達障がいの子が増えている。特にグレーゾーンに位置する子は、他人から理解されにくく、親も悩んでいる現状がある。幼稚園、小学校への進学は、どの学区の学校を選べばよいか分からない。 ○小、中、高の学校選び、学校卒業後の進路についての情報が乏しく、将来を見通しての子どもの教育ができない。 ○小、中学校の間は特別支援学級等で支援を受けられるが、高校進学時に急速に進路が狭まる感じがする。 ○高校進学に対して不安がある。 ○高校進学時、支援の体制があるかどうか不安。 ○県南の方に、障がいがあってもそれにあつた高校があるので、そちらに興味があるが、遠くて通わせることができない。 ○障がいの進行の予測ができないので、高校進学のことなど不安が大きい。 ○高校での個別の支援が必要だと思ふ。高校進学しても、勉強など義務教育の期間に比べると支援が手薄になると聞いているので、配慮してほしい。 ○支援学校を卒業しても、その先行く場所(作業所等)が、どこもいっばいで行く所がない。 ○卒業後の進路の選択が少ない。 ○どこの学校に行ったとしても、見守りフォローをしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会 ○小・中学校 ○健康づくり推進課 ○児童発達支援センター ○地域活動支援センター

<p>(相談)</p>	<p>○知的には問題がないと思われるが、情緒、行動面に障がい(発達障がい)がある、早くから適切に対応(支援)すれば、立派に社会人として自立できると聞かすが、専門的に相談できるところが近くにない。</p> <p>○地元で相談できる所が無いような気がする。</p> <p>○保護者同士の情報交換の場が欲しい。悩み事の相談をしたり、卒業後に連絡を取り合ったりできる方がいたら心強い。</p> <p>○色々と相談したい。</p>	<p>○地域活動支援センター</p> <p>○自立支援協議会</p> <p>○健康づくり推進課</p> <p>○児童発達支援センター</p>
-------------	--	--

教育面

保護者からは将来への見通しへの不安、周囲に障がい理解を求める声などがある。特に義務教育終了後の高校進学、就労へ向けた進路についての意見が多く見られた。家庭を含め、教育分野、福祉分野、就労支援機関が、将来を見据えた支援を行えるよう連携を深めることが求められている。

また、支援学校が遠い、公共交通機関がないという地理的な要因により、送迎等通学の面で親に負担がかかっている現状がある。

その他

分類	地域の課題(アンケートから)	関連施策等
(相談)	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいがあったり、発達に心配がある人が、気軽に相談できる窓口が周知されていない。 ○相談の場が少ない、遠い。 ○相談したくてもできず、一人で悩む人もいる。 ○相談する場所がどこにあるか、誰に相談すればよいか。 ○こまかい相談ごとについて行政の窓口がない。 ○相談の場が分かりにくい。福祉施設や情報が得られないし、どうやって得たらいいのか分からない人が多いと思う。 ○相談の場のわかりやすさ、充実。 ○小学校に入るときに普通学級を選んだが、保健師さんなどとのつながりがなくなり、寂しくつらかった。情報もなく困った。 ○ケース会議に学校・保護者以外に子どもの特性をよく理解し、前向きな考え方の支援者に入ってもらいたい。 ○子どもの特性の面で、今の困りごとの相談窓口がどこなのか、いまだによくわからない。保健師さんにどこまで頼っていいのか、教育と保健の両方を関わってもらいたい場合、どこに行けば良いのか困っている。 ○各種支援の現況、一覧表や届け方法、障がい者基礎年金の申請など該当者でも知らない事が多い。 ○全てが申請方式なので「知らなかった」と言う人が多い。親の会や相談員に配布して頂き、支援の必要な人に助言していきたい。 ○地域における居住支援を充実させてほしい、相談支援センターの充実(基幹相談支援センター)。 ○地域における居住支援に求められる機能の充実、地域生活安心センターの設置運用。 ○たびたび訪問してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター ○健康づくり推進課 ○地域生活支援拠点
(災害対応)	<ul style="list-style-type: none"> ○最近各地で大きな災害が起きており、町内でも防災活動が実施されているが、実際そういう場面で一番困るであろう障がい者の人は参加できていないのではないかと？特にいろんな困難さを持つ子ども達の避難場所などについて大変心配がある。障がい児・者の把握、災害時の対応策についてはどうなっているのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災計画 ○避難行動要支援者 ○福祉避難所

<p>(理解啓発)</p>	<p>○毎年4月2日は国連の定めた世界自閉症デイ、4月2日から8日は発達障がい啓発週間ですが、特に町での取り組みはどうなっているのか。</p> <p>○啓発活動をもっと活発にして頂いて、「親切にちやほやしてほしい」ではなく、「特別扱いせず、自然に接して欲しい」と思う。そのためにはやはり障がいについてもっと理解して頂ける場を増やしてほしい。</p> <p>○各種支援の現況、一覧表や届け方法、障がい者年金の申請など、該当者でも知らない事が多い。</p> <p>○障がいがあるので友達ができにくい(身体障がい)</p> <p>○障がいに対しての理解が薄い。</p>	<p>○自立支援協議会</p> <p>○地域福祉の推進</p>
<p>(支援体制)</p>	<p>○本人が生まれた頃や小さかった頃は、本当に何もわからず、そのわからない事もどこに相談すればいいのか、相談する機関などあるのか、時々このような事を思いながら全て家族と担当の医者だけで頑張らなければならないものと思っていた。現在親の会に入った事で、同じ地域にこんなに頑張っている先輩のお母さん方がおられるのだという事を知り、気持ちが大きく変わった。いくつかの地域が合併した事で美作市としても広がったが、保健師や他の何かを通じてその人に必要な場を紹介したり提供したりできるような分かりやすいものを地域で作ってほしいと思う。</p>	<p>○自立支援協議会</p> <p>○親の会</p> <p>○地域活動支援センター</p> <p>○健康づくり推進課</p>

その他

相談機関が少ない、あるいは周知が十分できていないとの意見が見受けられる。また、各種申請や手続きに関しての支援も必要とされており、生涯を通じて地域で生活していくために、包括的な相談・支援を行う場の設置が求められている。また、障がいのある人が、地域の一員として暮らすために、関係者はもとより地域の住民が連携し、地域福祉の充実を推進していく必要がある。

教育

高校・通学

- ・支援学校が遠い、親の送迎が負担となっている。
- ・高校進学時に急速に進路が狭まるように感じる。
- ・高校で支援体制があるのか不安。
- ・発達障がいの疑いがある学生に対して、一般高校内に相談にのってくれる先生がいない。

進路・将来

- ・卒業後の進路先が無い、選択肢が少ない。
- ・親への就労に関する情報が少ない。
- ・入所施設に空きができるとう卒業前に学校を辞めてしまうケースがある。（次の機会がいつになるかわからないため）
- ・進路相談する際に発達障がいに対してアドバイスを与えてくれる先生がいない。
- ・高等部主体の事業所等の紹介の会を実施し、27年度は自支協へ移行したい。
- ・地域に居る人と接する機会が少ない。

学校生活

- ・支援学校の人数が増え、先生の数足りてないと感じる。
- ・学校に保護者の思いを十分に伝える事が難しい。
- ・「はぐくみ」の活用。（障がいが分かった時から現在までの様子がすぐわかる工夫が必要）
- ・友人との関わりが作れず孤立気味になる。
- ・個別支援の充実が必要。
- ・グレーゾーンの子は他人から理解されにくい。

相談

- ・余暇活動は親頼み。
- ・子育て、発達相談の出来る場所が必要。
- ・親、大人との関わる時間が少なく、どうすれば増えるのか。
- ・近くに相談できる専門機関や保護者同士の情報交換の場がない。
- ・グレーゾーンの子を持つ親の障がいへの受容が無いと、支援が難しい。

生活

交通

- ・移動支援の使い方に制限がある。（就労、通学、福祉サービスに使えない）
- ・移動支援の取扱いが市町村によって違う。
- ・福祉移送を兼ねている移動支援が、勝英管内に NPO と社会福祉法人の 2 か所なのは少ない。
- ・移動支援の事業所を増やしてほしい。（勝央町の病院に行く人が多いため）
- ・移動支援を個々に合わせた柔軟な運用を検討すべきではないか。

場所

- ・日中一時が勝英管内に 1 か所しか無く、定員が決まっているため長期休暇の時に困る。
- ・福祉サービスの利用が無く、計画相談の利用もない人（主に子ども）のニーズをどのように把握していくかが課題。
- ・相談先が分からない、トータルで相談できる総合窓口がほしい。
- ・拠点施設の整備（包括的にできる所）。⇒圏域での地域生活支援拠点の整備。
- ・地域密着小規模多機能施設の課題として、「介護保険ほどの人数が居ない」、「障がいごとの違い」があげられる。
- ・勝英地域に精神科 HP、クリニックを増やしてほしい。（医療機関の不足）
- ・各市町村の相談窓口の明確化。
- ・自立支援協議会の役割としてニーズの吸い上げ、地域への情報発信が必要。

就労

交通

- ・バス等交通機関を使える人がいるのに（便数がないため）利用できない。使えてもお金がかかる。
- ・奈義町から勝央町への交通機関が無い。
- ・本人のために、自立に向け交通機関を利用してもらいたい。
- ・西粟倉村にバスが無くなり、自動車しかない。
- ・奈義町のバスは、一人暮らしの高齢者のみしか利用できない。

当事者

- ・就労・・・行くところが選べない。
- ・奈義町・・・地元で働きたい人がいるが事業所が少ない。

事業所

- ・精神障がいの方の就労は病状にムラがあり利用が難しい。
- ・色々な障がいのある方を一緒に雇用するのは難しい。
- ・奈義町に障がいの方が働ける所が無い。（A型・B型など）
- ・A型事業所、一般就労などの情報が分からない。
- ・障がいの該当にならない方（グレーゾーン）の就労が難しい。
- ・西粟倉に常に相談にのってもらえる事業所が無いので、就労の必要な方が分からない。
- ・事業所の定員にバラつきがある。交通問題、送迎の範囲にも関係する。

情報の提供と共有

- ・困っている人への情報提供、相談支援の場所がほしい。
- ・人によって情報量が違う。
- ・関係機関同士の連携をとってほしい。
- ・小さい頃からの必要な情報をシートにまとめてあれば共有しやすい。
- ・子どもが成長するとどんな支援が利用できるか知りたい。
- ・困っている人に必要な支援を結びつけるのが難しい。（外部に発信しないため、安易に介入できない）

移動手段の不足

- ・良い施設はあっても移動手段がない。
- ・移動中の時間も大切で、ただ送るだけではなく、コミュニケーションの場としても活用されている。
- ・交通の便の悪さは長年の課題である。
- ・一時間に一本バスがあれば良い方というもおかしい。

地域のニーズに対応できていない

- ・親子教室は平日の午前中にあり、仕事をしているから行けない。
（利用時間が合わない）
- ・利用したい人がいても、空きがないから利用できない。

進学・進路

- ・障がい児施設は高校まで利用できるが、そのまま就労も世話をしてほしい。
- ・支援学級に入りたいが人数制限があり入れない。
- ・支援学校は通うのに手帳が必要で「通いたい」と子どもが言っても通えない。（「障がい児」にならない子）

親子が孤立しない環境づくり

- ・いつでも集まれる場所（ふれあいサロン）を充実してほしい。
- ・サービスの情報について、もっとわかりやすく知る場がほしい。（知らないことは不安に繋がる）

義務教育を終えた後の不安

- ・就学後の居場所がない。
- ・地域の卒業後の子どもの実態を知りたい。
- ・地域の中で育てているから地域の中での選択肢を増やしてほしい。
- ・就学後も療育をしてほしい。
- ・県北には行動支援事業所が1か所もない。

災害時避難所での配慮

- ・長期避難時に障がいのある方が安心して過ごせる場の確保。
- ・障がいの特性に配慮した避難行動や避難場所に支援員の配置。

学校生活・施設

- ・学童保育はあるが専門員がいないため個別対応が難しい。
- ・施設を利用したいニーズはあるが町内に施設がなかったり、送迎を親がしないといけなかったり、定員がいっぱいで実際利用するのが難しい。
- ・作業所・施設の充実が必要。
- ・支援学級の人数が増え、個別対応を必要としている子がいるが、現状としては教員数が足りていないのではないだろうか。（クラス編成の配慮・教員の加配・専門コーディネーター）

●第1期・第2期・第3期計画の見込量と実績及び第4期計画数量

サービスの種類	単位		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
訪問系サービス															
居宅介護 重度訪問介護 同行支援 行動支援 重度障害者等包括支援	時間 利用人数	計画	448	517	600	154	168	217	312	328	363	280	290	300	1ヵ月当たりの 見込み数量 ()内は移動 介護分を除いた 数値
		実績	203 (110)	290 (184)	288 (162)	228	299	286	195	239	244				
日中活動系サービス															
生活介護	人日分 利用人数	計画	102	614	702	512	752	1,008	1,900	1,860	1,820	2,100	2,100	2,100	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	120 17人	380 25人	444 27人	847 45人	1,405 67人	1,905 92人	2,052 102人	1,963 100人	2,000 101人				
自立訓練(機能訓練)	人日分 利用人数	計画	0	42	42	60	80	88	40	40	40	40	40	40	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0	40	49	23	0	23	0	0	0				
自立訓練(生活訓練)	人日分 利用人数	計画	0	154	154	60	80	100	100	100	100	40	40	40	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0	52	55	47	84	63	43	0	22				
就労移行支援	人日分 利用人数	計画	0	132	132	140	180	220	240	260	280	80	100	120	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0	144	133	156	111	197	65	44	43				
就労継続支援(A型)	人日分 利用人数	計画	0	0	22	154	154	176	594	616	660	924	946	968	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0	16	136	379	593	638	730	842	904				
就労継続支援(B型)	人日分 利用人数	計画	0	396	484	216	270	324	680	690	720	1,152	1,170	1,188	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0	100	117	455	672	828	848	988	1,119				
療養介護	人分	計画	0人	1人	1人	0人	0人	1人	8人	8人	8人	10人	11人	11人	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0人	0人	0人	0人	0人	1人	8人	9人	9人				
短期入所	人日分 利用人数	計画	41	59	77	24	24	24	40	40	40	72	84	96	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	2	8	3	23	22	57	70	69	73				
居住系サービス															
共同生活援助 (共同生活介護含む)	人分	計画	7人	11人	15人	19人	23人	28人	46人	47人	48人	50人	51人	52人	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	11人	16人	16人	23人	26人	39人	40人	42人	45人				
施設入所支援	人分	計画	0人	20人	22人	39人	42人	73人	66人	64人	61人	61人	59人	57人	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0人	23人	23人	36人	40人	61人	64人	60人	62人				
計画相談支援 (H23まで指定相談支援)	人分	計画	7人	8人	10人	3人	3人	3人	35人	61人	89人	120人	110人	110人	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績	0人	0人	0人	0人	0人	0人	30人	59人	83人				
地域移行支援	人分	計画							4人	4人	4人	2人	3人	3人	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績							0人	0人	0人				
地域定着支援	人分	計画							14人	15人	16人	3人	4人	5人	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績							1人	3人	2人				

注：26年度の実績数値については9月末の実績である

サービスの種類	単位		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
児童サービス															
児童発達支援	人日分 利用人数	計画										150 25人	162 27人	174 29人	1ヵ月当たりの 見込み数量 H24年度から新設
		実績							32 8人	98 17人	131 21人				
放課後等デイサービス	人日分 利用人数	計画	13	16	19	7	7	7				143 25人	154 27人	165 29人	1ヵ月当たりの 見込み数量 H23年度までは旧 制度
		実績	25 17人	12 11人	7 8人	12 7人	19 9人	42 16人	21 14人	20 9人	97 17人				
保育所等訪問支援	人日分 利用人数	計画										0 0人	0 0人	1 1人	1ヵ月当たりの 見込み数量 H24年度から新設
		実績							0 0人	0 0人	0 0人				
医療型児童発達支援	人日分 利用人数	計画										0 0人	0 0人	1 1人	1ヵ月当たりの 見込み数量 H24年度から新設
		実績							0 0人	0 0人	0 0人				
障害児相談支援	人分	計画										12人	13人	14人	1ヵ月当たりの 見込み数量
		実績							0人	0人	2人				

注：26年度の実績数値については9月末の実績である

地域生活支援事業

サービスの種類	単位		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
相談支援事業	件数	計画	500	1,000	1,200	1,300	1,500	1,800	1,200	1,250	1,300	1,300	1,300	1,300	年間の件数 H18年度は6ヵ月分
		実績	399	1,150	1,134	1,171	1,013	974	1,342	1,075	1,250				
コミュニケーション支援事業	件数 利用人数	計画	6 —	12 —	18 —	10 1人	14 2人	18 3人	18 3人	18 3人	18 3人	18 3人	18 3人	18 3人	1ヵ月を1件とする 年間の件数 H18年度は6ヵ月分
		実績	8 2人	10 2人	10 2人	7 2人	13 3人	11 2人	2 1人	12 2人	20 3人				
日常生活用具給付等事業	件数	計画	80	250	275	660	670	680	680	680	680	800	800	800	年間の件数
		実績	127	455	648	579	632	680	688	674	780				
移動支援事業	時間数 利用人数	計画	2,000	2,100	2,200	1,600	1,800	2,000	2,600	2,700	2,800	3,500	3,600	3,700	年間の時間数(グループ型除く)
		実績	1,120	1,280	1,518	1,704	2,369	2,564	2,983	3,158	3,450				
地域活動支援センター強化事業	箇所数	計画	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	なごみ=Ⅰ型 むぎの会=Ⅲ型 基礎的部分を含む
		実績	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
訪問入浴サービス事業	件数 利用人数	計画	30 —	120 —	180 —	45 1人	100 2人	150 3人	45 1人	45 1人	45 1人	45 1人	45 1人	45 1人	年間の件数 H18年度は6ヵ月分
		実績	0 0人	0 0人	30 1人	48 1人	12 1人	0 0人	0 0人	0 0人	0 0人				
更生訓練費給付事業	人数	計画	2人	3人	3人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	年間の件数
		実績	2人	1人	1人	2人	1人	0人	0人	0人	0人				
施設入所者就職 支度金給付事業	件数	計画	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	年間の件数
		実績	0	2	0	0	0	0	0	0	0				
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	件数	計画	1	2	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	年間の件数
		実績	3	2	4	4	2	3	3	2	0				
日中一時支援事業	日数 利用人数	計画	45 —	185 —	190 —	450 —	480 —	500 —	600 20人	600 20人	600 20人	800 25人	800 25人	800 25人	年間の利用日数
		実績	1	398	432	404 18人	508 25人	659 23人	857 22人	792 23人	710 21人				
生活サポート事業	時間数 利用人数	計画	75	150	200	20 2人	35 3人	50 4人	50 2人	50 2人	50 2人	50 2人	50 2人	50 2人	年間の時間数 H18年度は6ヵ月分
		実績	0 0人	36 3人	14 1人	466 6人	200 7人	22 4人	71 5人	115 5人	33 2人				
盲導犬飼育費助成事業	件数 利用人数	計画	6 —	12 —	12 —	12 1人	12 1人	24 1人	24 2人	24 2人	36 3人	12 1人	12 1人	24 2人	1ヵ月を1件とする
		実績	6 1人	12 1人	12 1人	12 1人	12 1人	24 2人	24 2人	24 2人	15 2人				

注：26年度の実績数値については見込みの数値である

勝英地域自立支援協議会構成図

勝英地域自立支援協議会 総会
 勝英地域自立支援協議会は、個別支援会議や部会活動から出てきた地域のニーズや課題を整理し、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、様々な立場の人が協働し考える場です。

幹事会
 会全体の運営や方向性について協議。 構成員：市町村(福祉担当課の長・実務担当者)、事務局、各部会代表、県民局・保健所

担当者連絡会
 ①課題やニーズを集約し、整理・解決する仕組み作り。 ②部会の整理や再編の検討 ③困難事例の検討。 ④自立支援協議会のPRなど
 構成員：市町村(実務担当者)、事務局(地域活動支援センターなごみ・支援センター虹)、各部会代表、県民局

ぐんぐん育てよう部会(こども部会) ←→ **地域生活サポート部会(おとな部会)**

●目的
 地域みんながつながり、子どもの成長を応援でき、しょうがいのある子どもや家族が笑顔になる。

こども部会	ほっこりほっとカフェ
●目的 療育機関、居場所を作る	●目的 親同士の交流、情報交換、共有の場 子育てにおける日々の振り返り

●構成員

<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健福祉(障害・母子)担当課 美作保健所勝英支所保健課 医療、療育機関 おかやま発達障害者支援センター 市町村身体障害者相談員 手をつなぐ育成会勝英地域連絡協議会 障害児(者)支援事業所 その他必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 美作県民局福祉振興課 市町村社会福祉協議会 市町村教育委員会 勝英管内親の会
--	---

●目的
 ・障害があっても、安心していきいきと生活できる地域づくりを目指す。
 ・障害があっても、自分の力と可能性を最大限に発揮できるよう総合的な支援体制づくりを目指す。

●目標
 ・地域の福祉サービスの充実
 ・成年後見人制度の推進

●構成員

<ul style="list-style-type: none"> 市町村保健福祉(障害・母子)担当課 美作保健所勝英支所保健課 医療機関 誕生寺支援学校 おかやま発達障害者支援センター 市町村身体障害者相談員 勝英管内障害者当事者家族会 その他必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> 美作県民局福祉振興課 市町村社会福祉協議会 津山公共職業安定所 北部高等技術専門校美作校 津山障害者就業・生活支援センター 手をつなぐ育成会勝英地域連絡協議会 障害者支援事業所 市町村教育委員会
---	--

相談支援事業所連絡会

個別ケースから抽出された地域課題(困難事例)

ケース会議(個別支援会議)

本人の意向を踏まえ、地域生活を支えるためのケアプラン検討と支援体制確認

○美作市障害者計画及び美作市障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年5月2日 告示第83号

改正 平成18年7月5日 告示第102号

改正 平成25年3月27日 告示第26号

(設置)

第1条 この告示は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害者自立支援法障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、美作市における障害者の福祉の推進を図るための美作市障害者計画及び美作市障害福祉計画の策定のため、美作市障害者福祉計画及び美作市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障害者計画策定に関する事項の調査及び検討
- (2) 障害福祉計画策定に関する事項の調査及び検討
- (3) その他委員会の目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、17人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者の中から市長がこれを委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 福祉・医療関係者
- (4) 障害者団体等の関係者
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該計画策定の事業が完了するまでの間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長があたる。

3 前項の規定にかかわらず、第1回委員会の招集は、市長が行う。

4 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

5 委員会の協議事項について必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年美作市条例第39号）による。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年7月5日告示第102号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日告示第26号）抄

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

第4期美作市障がい福祉計画策定経過

年 月 日	
平成26年 5月15日	第4期障がい福祉計画に係る国の基本指針告示
平成26年10月 2日	市町村担当者説明会
平成26年10月～12月	障がい者団体及び親の会等の意見徴収
平成26年11月13日	第4期障がい福祉計画に係る中間報告(市⇒県)
平成26年11月17日	市町村担当者説明会
平成26年12月24日	第1回障がい福祉計画策定委員会
平成27年 1月21日	第2回障がい福祉計画策定委員会
平成27年 1月23日	勝英自立支援協議会担当者連絡会
平成27年 1月26日	岡山県との協議資料送付(見込み数量等について)
平成27年 2月 5日	健康づくり推進課との調整
平成27年 2月6日～2月20日	パブリック・コメント実施
平成27年 2月 9日	勝英自立支援協議会(地域生活サポート部会)にて意見聴取
平成27年 2月10日	勝英自立支援協議会(ぐんぐん育てよう部会)にて意見聴取
平成27年 2月26日	第3回障がい福祉計画策定委員会
平成27年 3月 3日	岡山県との協議完了(見込み数量等について)
平成27年 3月16日	教育委員会との調整
平成27年 3月20日	第4回障がい福祉計画策定委員会

美作市障がい者計画及び美作市障がい福祉計画策定委員会名簿

役職	氏名	団体等名称
委員長	小坂田 稔	学識経験者(美作大学教授)
副委員長	薬師 浩司	NPO法人美作自立支援センター 副理事長 障害者施設「スタートワーキングサポート」管理者
委員	萬代 師一	美作市議会文教厚生常任委員会委員長
委員	織田 忠宜	美作市民生委員児童委員協議会会長
委員	牧野 恭典	(福)津山みのり学園 理事長
委員	砂川 秀人	美作県民局健康福祉部福祉振興課長
委員	森安 由美子	愛夢皆の会会長
委員	西 英明	クローバーの会会長
委員	平田 正行	美作市身体障害者福祉協会会長 身体障害者相談員
委員	難波 幹雄	知的障害者相談員
委員	大佛 都子	障がい者計画公募策定委員
委員	大川 泰栄	美作市教育長
委員	長瀬 加代子	精神保健福祉士
委員	犬飼 真吾	ハローワーク美作・就職促進指導員
委員	山下 昭二	美作市社会福祉協議会事務局長

美作市障がい福祉計画（第4期計画）

2015年度～2017年度

発行 〒707-0014

岡山県美作市北山 390-2

美作市保健福祉部社会福祉課

2015年（平成27年）3月